

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

【令和7年度版】

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

目次

1	策定趣旨	1
2	定義	2
3	対象範囲	2
4	環境物品等の調達に際しての基本的な考え方	2
5	環境物品等の調達に関する基本的事項	3
6	特定調達品目	4
7	その他	4
8	環境配慮契約	5
9	推進の方法	5
10	施行期日	5
参考	「彩の国リサイクル認定製品」一覧	6

別表	令和7年度特定調達品目及び判断の基準等	1 1
A	紙類（7品目）	1 2
B	文具類（84品目）	1 3
C	オフィス家具等（10品目）	1 4
D	画像機器等（10品目）	1 5
E	電子計算機等（4品目）	1 5
F	オフィス機器等（7品目）	1 5
G	移動電話等（3品目）	1 6
H	家電製品（6品目）	1 6
I	エアコンディショナー等（4品目）	1 6
J	温水器等（4品目）	1 7
K	照明（3品目）	1 7
L	自動車等（8品目）	1 7
M	消火器（1品目）	1 8
N	制服・作業服等（4品目）	1 8
O	インテリア・寝装寝具（11品目）	1 8
P	作業手袋（1品目）	1 8
Q	その他の繊維製品（7品目）	1 9
R	設備（17品目）	1 9
S	災害備蓄用品（16品目）	2 0
T	公共工事（82品目）	2 0
U	役務（21品目）	2 4
V	プラスチック製ごみ袋（1品目）	2 5
W	その他（1品目）	2 5

埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針

平成14年3月18日策定
平成15年3月19日一部改定
平成16年3月29日一部改定
平成17年3月28日一部改定
平成18年3月 3日一部改定
平成19年3月29日一部改定
平成20年3月28日一部改定
平成21年3月27日一部改定
平成21年8月17日一部改定
平成22年3月19日一部改定
平成23年3月10日一部改定
平成24年3月26日一部改定
平成25年3月28日一部改定
平成26年3月20日一部改定
平成27年3月17日一部改定
平成28年3月22日一部改定
平成29年3月13日一部改定
平成30年3月23日一部改定
平成31年3月29日一部改定
令和 2年3月31日一部改定
令和 3年5月24日一部改定
令和 4年3月31日一部改定
令和 5年3月28日一部改定
令和 6年2月21日一部改定
令和 6年3月21日一部改定
令和 7年3月31日一部改定

1 策定趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因の多くが大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に深く根ざしており、この解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となっている。

本県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、物品等調達の際に配慮すべき事項や再生紙の利用に関するガイドラインを示すとともに、公用車の調達に当たっては、九都県市指定低公害車を優先的に選択することを定めるなど、率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきた。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）が全面施行されたことを受けて、「埼玉県グリーン調達推進方針」を策定し、「埼玉県環境配慮方針」の取組をさらに推進してきた。

そして、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念が明記されたことを受け、より一層の取組が求められている中、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、環境配慮契約を推進するため、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」として策定する。

この方針は、埼玉県環境基本計画の詳細計画として位置付けるものである。

2 定義

(1) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

(2) 環境物品等

次のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

ア 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する「環境への負荷」をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

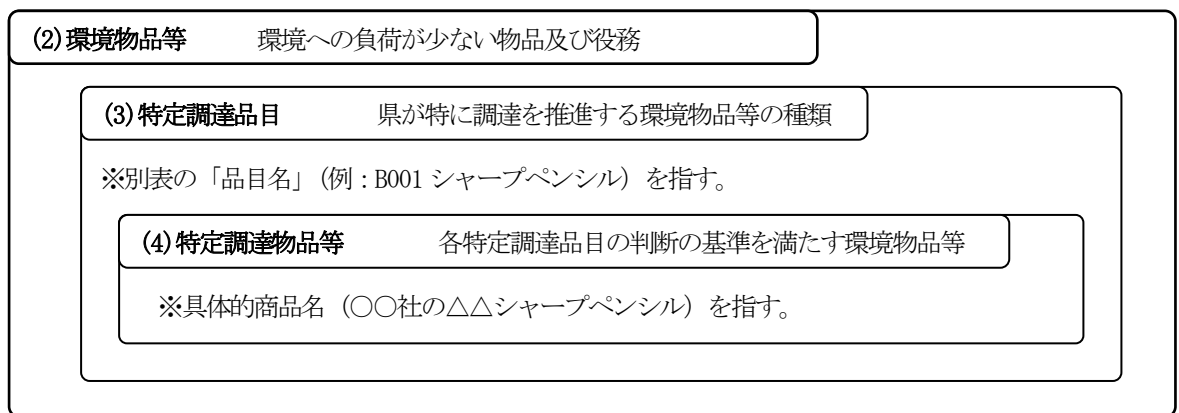
(3) 特定調達品目

県が特に調達を推進する環境物品等の種類をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当する。

(4) 特定調達物品等

特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に相当する。

※(2)(3)(4)の関係図



(5) 環境配慮契約

温室効果ガス等環境負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出削減に配慮した契約をいう。

3 対象範囲

(1) 対象となる機関

知事部局、企業局、下水道局、行政委員会等事務局、教育委員会、警察本部

(2) 対象となる物品・サービスの範囲

(1)の機関の行う物品及びサービスの調達（借上及び委託を含む。）

4 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、次の点に留意し、県が率先してグリーン購入に

取り組むとともに、県民、事業者及び他自治体にも環境物品等の調達を積極的に呼びかけることにより、相互に協力してグリーン購入の推進を図る。

- (1) できるだけ広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮する。
- (2) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるとともに、環境物品等の調達を理由に調達総量が増加しないように配慮する。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した環境物品等を調達するよう努める。
- (4) 調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、コスト並びに予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努める。
- (5) 公共工事の資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。
- (6) WTO政府調達協定（特に同協定における「技術仕様」の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 環境物品等の調達に関する基本的事項

環境物品等の調達に当たっては次の事項を考慮すること。なお、品質、機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

- (1) 環境汚染物質等の排出が抑制されていること。
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品・素材の再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- (3) 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- (4) 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (5) 紙製品においては、再生紙が使用されていること。また、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- (6) プラスチック製品においては、紙などの代替素材製品の調達を検討し、使用抑制に努めること。代替素材製品がない場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- (7) 木質製品及び資材においては、間伐材等の再生資源が使われていること。なお、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。
- (8) ポリエステル繊維を使用している製品においては、再生PET樹脂を使用していること。
- (9) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明においては、エネルギー消費が少ないこと。
- (10) 自動車においては、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき選択すること。
- (11) 公共工事において使用する資材等は、その用途に要求される品質等を考慮した上で一定の環境負荷低減効果が認められるものとする。また、契約図書において、そのような資材等を使用する旨を明記すること。
- (12) 事業者の選定にあっては、ISO14001、エコアクション21、エコステージ及び埼玉県エコアップ認証等を取得しているなど環境負荷の低減への取組を考慮すること。
- (13) 環境物品等の調達に当たっては、第三者機関や業界団体等が運用している「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネルギーラベル」、「植物油インキマーク」等の各種ラベルを活用するとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリント

マークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。

※ 各ラベルについては、別表の記載を参照のこと。

※ 各ラベルの基準とグリーン購入法に定める特定調達品目の判断の基準は必ずしもすべてが一致していないため、特定調達物品等以外の物品等にもラベルが表示されていることがある。また、ラベルの多くは事業者からの申請により付与されるため、特定調達物品等であってもラベルが表示されていないこともある。

※ 「統一省エネルギーラベル」の対象物品については、5つ星の物品の優先的な調達に努めることとする。

(14) 物品等の定量的環境情報について、経済産業省・環境省が策定したカーボンフットプリントガイドラインに整合し、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされた品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めること。

6 特定調達品目

特定調達品目の調達に当たっては、別表及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）に準ずるものとする。

ただし、別表及び国基本方針に定める「判断の基準」等は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

7 その他

(1) 県産木材の使用について

紙製品及び木製品については、県産木材を使用した製品の調達を検討すること。

なお、県産木材であることを証明する「さいたま県産木材認証制度」があるので、参照のこと（同制度は、一般社団法人埼玉県木材協会と埼玉県森林組合連合会で組織する「さいたま県産木材認証センター」が運営）。



(2) 「彩の国リサイクル製品」について

特定調達物品等に「彩の国リサイクル製品」がある場合は、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めること。（「彩の国リサイクル製品」については、参考に一覧を記載。併せて別表内「品目名」欄に「※彩の国リサイクル製品認定あり（○-○（認定番号）」と記載。）

※彩の国リサイクル製品認定制度

本県が「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、安全で高品質な製品として認定する制度。

グリーン購入の推進、廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の廃棄物最終処分量（率）の削減と循環型社会の形成に資することを目的とする。

実施要綱第11条では、県の責務として「物品等の購入において目的を満足し得る認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。」と定めている。



彩の国リサイクル製品の認定要件概要

- ① 従来製品の代わりに使用できること
- ② 県内で安定的に販売されていること
- ③ 県内で発生する循環資源を原材料に使用していること
- ④ 生活環境保全措置が講じられた事業場で製造されていること
- ⑤ 各種法令が遵守されていること
- ⑥ 製品が安全性や品質などの認定基準を満たしていること

8 環境配慮契約

環境配慮契約は、県が行う電気の供給を受ける契約について、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の「2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項」に準じて行う。

なお、環境配慮契約は、入札に付する電気供給契約における入札参加に必要な資格等について、各機関がそれぞれの状況を踏まえ決定し、実施するものとする。

9 推進の方法

(1) 推進の体制

所属長が、各所属における本方針の取組を推進する。

(2) 調達目標

特定調達品目の調達に当たっては、原則としてすべて判断の基準を満たす特定調達物品等を調達することとする。

ただし、判断の基準を満たす物品等が存在しない場合及び判断の基準を満たす物品等であっても、品質、性能等の問題で事業上支障が生じる場合は、この限りではない。

環境配慮契約は、入札に付する電気供給契約について実施するものとする。

(3) 調達状況の公表

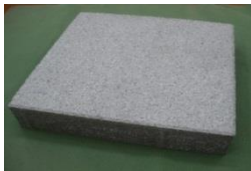
県は、本方針に基づく物品等の調達状況等を定期的に把握し、県民に公表する。

10 施行期日

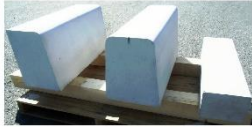
本方針は、令和7年4月1日以降に行う調達手続から適用する。

参考 「彩の国リサイクル認定製品」 一覧

令和6年3月現在

認定 番号	品目	製品名 (会社名)	写真	製品の概要
13-特1	道路用溶融スラグ (単体)	エコスラグ (オリックス資源循環 株式会社)		製造過程で磨砕、磁選をすることにより、天然砂と同等の性状、機能を有している。特に粒度、密度が安定しており、透水性、せん断強度特性に優れている。
13-特2	道路用溶融スラグ (単体)	小江戸川越スラグ (川越市)		比重が1.3～1.5程度で、外観は堅硬、球形のリサイクル資材。天然砂と同様の形状であり、代替品として使用できる。
14-1	再生材料を用いた コンクリート二次 製品	Re 彩 COOL 保水 (太平洋プレコン工業 株式会社)		優れた保水機能を持ち、「ヒートアイランド現象」を緩和し、夏場に涼しい空間を提供する。エコマーク認定製品である。
15-1 15-2 15-3 15-4	たい肥(食品循環資 源を用いたもの)	めばえ、アドニス、 みのり、穂のか (株式会社アイル・ クリーンテック)		原料に食品残さを80%使用し、彩の国資源循環工場内において、全国初の「パレット式自動管理システム」により生産された製品である。
16-1	再生材料を用いた セメント	ポルトランドセメン ト及び高炉セメント (UBE 三菱セメント株 式会社)		セメント製造用の原料の代替物として、火力発電所などから発生する石炭灰や下水汚泥等を利用し、廃タイヤ等をセメント焼成用の熱エネルギーの一部として活用している。
16-2	再生材料を用いた セメント	ポルトランドセメン ト及び高炉セメント (太平洋セメント株 式会社)		高品質を維持しながら、火力発電所から排出される石炭灰や鉄工所から排出されるスラグ、一般家庭から排出される都市ごみ等を原材料として利用している。

認定 番号	品目	製品名 (会社名)	写真	製品の概要
16-3	園芸用品 (ベンチ、擬木、 プランタ等)	ポリカタフ 「エコナミイタ」 (信越ポリマー株式 会社)		軽量、強度、透明性など優れた 特長を持ち、業界初のポリカー ボネート再生材料 (プレコンシ ューマ材) を 50%以上使用した 製品。エコマーク認定商品であ る。
16-特1	園芸用品 (ベンチ、擬木、 プランタ等)	エコギ木 丸太ほか (ヤマム株式会社)		公園緑地整備などの外構資材 として、天然木に近い風合いか ら自然と調和した景観を保ち、 軽量かつ耐久性・施工性に優れ たプラスチック製擬木。エコマ ーク認定製品である。
17-1	再生木質ボード	パーティクルボード (東京ボード工業株式 会社)		製材工場、建設現場等で発生す る廃木材を 100%使用したマテ リアルリサイクル製品。木質資 源を有効活用し、CO2 の削減に 寄与している。
17-2	道路用溶融スラグ (単体)	さいたまエヌエスエ コサンド (株式会社エコパーク さいたま)		ごみを約 1,700℃以上の高温で 溶融・固化してできる砂状のも の。アスファルト混合物の骨材 はもとより、優れた透水性能、 締固め性能を有し、天然砂の代 替品として使用できる。
18-1	たい肥(食品循環資 源を用いたもの)	のぞみ (株式会社サニタリー センター)		本庄市周辺地域の食品加工工 場から廃棄される惣菜の調理 くずやスーパーマーケットか ら廃棄される弁当などを原料 にしたたい肥である。
20-1	再生材料を用いた コンクリート二次 製品	歩車道境界ブロック 片面 A・B・C 歩車道境界ブロック 両面 A・B・C 地先境界ブロック A・ B・C (株式会社ウチコン)		原材料の一部に、県内の一般廃 棄物焼却施設から発生した溶 融スラグやセメントなど再生 資源を使用した、JIS A5371 規 格に準じた歩車道境界ブロッ ク、地先境界ブロックである。

認定 番号	品目	製品名 (会社名)	写真	製品の概要
21-1	再生材料を用いた コンクリート二次 製品	歩車道境界ブロック 地先境界ブロック (共栄建材工業株式 会社)		原材料の天然砂の代替として、彩の国リサイクル製品である「さいたま市桜環境センタースラグ」を使用した、JIS A5371 規格に準じた歩車道境界ブロック、地先境界ブロックである。
21-2	浄水発生土を使用 した土壌改良材	ソイレックス (株式会社ハイクレ ー)		県内の浄水場から発生した土を使用した土壌改良材であり、山砂等の天然資源の使用量の削減や、搬入・搬出の土砂を減らせることから輸送に係るCO2削減に寄与している。
21-3	RPF	RPF (日本ウエスト関東 株式会社)		素性ごとの選別が難しい廃プラスチックや古紙にならない紙などの県内の廃棄物をRPF化(固形燃料化)し、熱エネルギーとして再利用する製品である。
22-1	化粧シート	エコシート (凸版印刷株式会 社)		県内の自社工場で発生したプラスチックの端材を再利用して製造される化粧シート(木目などの印刷を施したシート状のもの)である。
22-2	道路用溶融スラグ (単体)	サーブルオール (群桐エコロ株式会 社)		廃棄物焼却溶融処理施設にて県内の廃棄物等を高温で溶融し、水冷により固化させてできた砂状の水砕スラグに粒度調整等の加工を施したもので、天然砂の代替として利用が可能である。
23-1	浄水発生土を使用 した土壌改良材	エコ団粒黒土(野崎 興業株式会社)		水道水を作る過程で発生する浄水発生土を利用した園芸用土壌改良材。 浄水発生土を有効利用することにより、天然の土壌採取量の低減に繋がり、循環型社会の形成に貢献する製品である。

23-2	再生路盤材	再生クラッシャーラン (鹿島道路株式会社)		建設工事現場等から再生資源化施設へ搬出されるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊などを再利用して製造された粒状路盤材料。 建設副産物を使用しているため、省資源化、CO2 排出量削減など、環境負荷低減に大きく貢献できる材料である。
23-3	再生路盤材	再生クラッシャーラン (中原建設株式会社)【製造事業者: 中原建設(株)・鹿島道路(株)共同企業体 川口アスコン】		建設現場等から搬出された建設副産物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊などから製造された粒状路盤材料。 建設副産物を使用した材料であるためCO2 削減に寄与するなど、環境負荷低減に寄与できる材料である。
23-4	再生路盤材	100%リサイクル安定処理路盤材(中原建設株式会社)【製造事業者: 中原建設(株)・鹿島道路(株)共同企業体 川口アスコン】		骨材や固化材を含む全ての材料が建設副産物で構成された安定処理路盤材料。 一般的なセメント安定処理路盤と同等の施工性及び耐久性を有し、CO2 の排出量を大幅に削減することができる環境にも配慮した新しい安定処理路盤材料である。
23-5	再生路盤材	RC-40 (亀井産業株式会社)		埼玉県内の建築・土木工事等により発生した「産業廃棄物(がれき類(コンクリートがら))」を原料とした「再生碎石」である。
23-6	埋戻し用再生砂	アークサンド(ツネイシカムテックス株式会社)		焼却灰を焼却灰を約 1,000℃の熱で焼成処理をしたリサイクル資材。 灰が溶けない温度帯で無害化処理をするため自然砂に近い色合いや手触りで、透水性能や締固めが良いほか高い吸水性を有し、天然砂の代替品として利用可能である。
23-7	埋戻し用再生砂	さいたまエヌエスエコサンド(株式会社エコパークさいたま)		一般廃棄物を 1,700~1,800℃の高温で熔融し、固化させてできた砂状のリサイクル資材。 密度や粒度等、性状のばらつきが少なく、優れた透水性能や締固め性能を有し、埋戻し材等の天然砂の代替材料として利用できる。

23-8	たい肥（食品循環資源を用いたもの）	あまめ（株式会社アイル・クリーンテック）		食品残渣を原料とした有機リサイクル堆肥。 露地栽培、水稻栽培などの元肥や土壌の成分バランスの調整にも活用でき、粃殻を利用し乾燥して製造しているためハンドリングも良い堆肥である。
24-1	再生路盤材	100%リサイクル安定処理路盤材（東和アークス株式会社）		骨材や固化材を含むほぼ全ての材料が建設副産物で構成された安定処理路盤材料。 一般的なセメント安定処理路盤と怒涛の施工性および耐久性を有し、建設副産物をしようしていることから、CO2の排出量を大幅に削減することができる環境にも配慮した新しい安定処理路盤材である。
24-2	再生材料を用いたコンクリート二次製品	セレクト（太平洋プレコン工業株式会社）		彩の国資源循環工場で製造された溶融スラグを製品重量の20%以上使用した普通インターロッキングブロック。品質はJISA5371 B-3の普通インターロッキングブロックの規格を満足している。周辺環境に適した色や、表面加工としてショット及び研磨のバリエーションがある。
24-3	再生路盤材	再生碎石 CO2-Nomicom（埼玉総業株式会社）		当該製品はエコマーク認定を取得しており、コンクリート塊を原料とした当該製品は、グリーン購入法の特典調達品目（路盤材に使用する再生骨材）に適合している。

別表 令和7年度特定調達品目及び判断の基準等

1 基本的な考え方

各品目の判断の基準等については、「判断の基準等」欄に記載のない限り、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」（以下「国基本方針」という。）の「判断の基準」、「配慮事項」、「備考」等を準用する。

なお、埼玉県グリーン調達推進方針は、国基本方針を参考に毎年改定を行っているが、県の実情に合わせて特定調達品目を設定しているため、以下の品目について国基本方針と相違がある。これらについては、品目名に※を付記している。県独自の判断の基準を設定している場合には、「判断の基準等」欄に、独自の判断の基準を記載し、下線を引いている。

◇基本方針の特定調達品目であるが、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目ではない品目

品目名	起案用紙
-----	------

◇県独自の特定調達品目（20品目）

No.	品目名	該当ページ
R010	ボイラー	19
R011	廃棄物焼却炉	19
R012	ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）	19
R013	ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）	19
R014	ガス機関（予備施設及び非常用を除く）	19
R015	ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）	19
T002	建設発生土を改良した改良土	20
T011	一般廃棄物溶融スラグ骨材	21
T015	一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	21
T018	一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	21
T023	再生材料を用いたセメント	21
T025	一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	21
T026	コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	21
T032	建築物用環境配慮型塗料	22
T038	食品残さを用いたたい肥	22
T039	園芸資材（ベンチ、擬木、プランタ等）	22
T069	下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが	23
T072	低振動型建設機械	23
U020	イベント運営	24
W001	容器入り飲料	25

◇県独自の判断の基準を定めている特定調達品目（17品目）

No.	品目名	該当ページ
B004	マーキングペン	13
D001	コピー機	15
D002	複合機	15
D003	拡張性のあるデジタルコピー機	15
H001	電気冷蔵庫	16
H002	電気冷凍庫	16
H003	電気冷凍冷蔵庫	16
I002	業務用エアコンディショナー	17
K001	LED照明器具	17
L001	乗用車	17
L007	乗用車用タイヤ	18
0005	タイルカーペット	18

R001	太陽光発電システム	19
R002	太陽光利用システム	19
S008	備蓄用作業服	20
T068	合板型枠	23
U002	印刷	24

2 その他の記載事項について

(1) 一括契約品目

会計管理課で一括契約する事務用消耗品等（以下「一括契約品目」という。）のうち、本方針の特定調達品目に該当する一括契約品目については、本方針の判断の基準を満たしている。

参考に、一括契約品目がある場合は、各品目名の右隣にその旨付記する。

(2) 環境ラベル等

判断の基準を満たす環境ラベル等について、「判断の基準等」欄に記載している。なお、一部の判断の基準を満たす環境ラベルについては、欄外に記載している。

判断の基準のうち、用紙、印刷用紙、衛生用紙については、調達数量が多いことから判断の基準（抜粋）を特記事項に記載する。

3 環境物品等の調達に当たって参考となる資料・サイト等

◇グリーン購入法.net（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

◇『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

◇『グリーン購入の調達者の手引き(令和7年2月)』（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

◇エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワーク）

<https://www.gpn.jp/econet/>

◇エコマーク（公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局）

<http://www.ecomark.jp/>

4 分野ごとの特定調達品目

A 紙類（7品目）

No.	品目名		判断の基準等
A001	情報用紙	コピー用紙【一括契約】	紙類に共通して、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。
A002		フォーム用紙	
A003		インクジェットカラープリンター用塗工紙	
A004	印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	参考：国基本方針の判断の基準の概要 - コピー用紙は、（総合評価値 80 以上（古紙パルプ配合率 70%以上）） - 印刷用紙は、総合評価値 80 以上・衛生用紙は、古紙パルプ配合率 100%以上。
A005		塗工されている印刷用紙	
A006	衛生用紙	トイレットペーパー	
A007		ティッシュペーパー	



※印刷用紙に係る総合評価値は、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率等の合計値

※コピー用紙に係る総合評価値は、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率の合計値

B 文具類（８４品目）

※【容】は容器等に適用。下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
B001	シャープペンシル【一括契約】	・マーキングペン以外の文具類に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。 
B002	【容】シャープペンシル替芯【一括契約】	
B003	ボールペン【一括契約】	
B004	マーキングペン【一括契約】	
B005	鉛筆	・マーキングペンは、国基本方針の判断の基準に加え、<u>消耗品が交換又は補充できること</u>（エコマーク認定品の場合でも、消耗品が交換又は補充できるものに限る）。
B006	スタンプ台	
B007	朱肉	
B008	印章セット	
B009	印箱	
B010	公印	
B011	ゴム印	
B012	回転ゴム印	
B013	定規	
B014	トレー	
B015	消しゴム【一括契約】	
B016	ステープラー（汎用型）	
B017	ステープラー（汎用型以外）	
B018	ステープラー針リムーバー	
B019	連射式クリップ（本体）	
B020	事務用修正具（テープ）	
B021	【容】事務用修正具（液状）	
B022	クラフトテープ【一括契約】	
B023	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）【一括契約】	
B024	両面粘着紙テープ【一括契約】	
B025	製本テープ【一括契約】	
B026	ブックスタンド	
B027	ペンスタンド	
B028	クリップケース	
B029	はさみ	
B030	マグネット（玉）	
B031	マグネット（バー）	
B032	テープカッター	
B033	パンチ（手動）	
B034	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
B035	【容】紙めくりクリーム	
B036	鉛筆削（手動）	
B037	【容】OAクリーナー（ウェットタイプ）	
B038	【容】OAクリーナー（液タイプ）	
B039	ダストブロワー	
B040	レターケース	
B041	メディアケース	
B042	マウスパッド	
B043	OAフィルター（枠あり）	
B044	丸刃式紙裁断機	
B045	カッターナイフ	
B046	カッティングマット	
B047	デスクマット	

B048	OHPフィルム
B049	絵筆
B050	【容】 絵の具
B051	【容】 墨汁
B052	【容】 のり（液状）（補充用を含む。）【一括契約】
B053	【容】 のり（澱粉のり）（補充用を含む。）
B054	【容】 のり（固形）（補充用を含む。）【一括契約】
B055	【容】 のり（テープ）【一括契約】
B056	ファイル 【一括契約】
B057	バインダー
B058	ファイリング用品
B059	アルバム（台紙を含む。）
B060	つづりひも【一括契約】
B061	カードケース
B062	事務用封筒（紙製）【一括契約】
B063	窓付き封筒（紙製）
B064	けい紙
B065	ノート【一括契約】
B066	パンチラベル【一括契約】
B067	タックラベル
B068	インデックス【一括契約】
B069	付箋紙【一括契約】
B070	付箋フィルム【一括契約】
B071	黒板拭き
B072	ホワイトボード用イレーザ
B073	額縁
B074	テープ印字機等用カセット
B075	テープ印字機等用テープ【一括契約】
B076	ごみ箱
B077	リサイクルボックス
B078	缶・ボトルつぶし機（手動）
B079	名札（机上用）
B080	名札（衣服取付型・首下げ型）
B081	鍵かけ（フックを含む。）
B082	チョーク
B083	グラウンド用白線
B084	梱包用バンド

C オフィス家具等（12品目）

No.	品目名	判断の基準等
C001	いす	・オフィス家具等共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品及びJOIFAグリーンマーク製品は判断の基準を満たす。  
C002	机	
C003	棚	
C004	収納用什器（棚以外）	
C005	ローパーティション	
C006	コートハンガー	
C007	傘立て	
C008	掲示板	
C009	黒板	
C010	ホワイトボード	
C011	個室ブース	

C012	ディスプレイスタンド	
------	------------	--

D 画像機器等（10品目）

※下線部は県独自の判断基準。

No.	品目名	判断の基準等
D001	コピー機	・コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機は、国基本方針の「基準値1」が判断基準を満たす。 ・画像機器等共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。 ・トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品又はE&Qマーク製品が判断の基準を満たす。
D002	複合機	
D003	拡張性のあるデジタルコピー機	
D004	プリンタ	
D005	プリンタ複合機	
D006	ファクシミリ	
D007	スキャナ	
D008	プロジェクタ	
D009	トナーカートリッジ	
D010	インクカートリッジ	



【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナは国際エネルギースタープログラム（Ver3.0）適合機種が、コピー機、拡張性のあるデジタルコピー機及びファクシミリは同プログラム（Ver2.0）適合機種が、消費電力に係る判断の基準を満たす。



E 電子計算機等（4品目）

※【容】は容器等に適用

No.	品目名	判断の基準等
E001	電子計算機	・電子計算機等に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・電子計算機、ディスプレイ及び記録用メディアは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・磁気ディスク装置は、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。
E002	磁気ディスク装置	
E003	ディスプレイ	
E004	【容】記録用メディア 【一括契約】	



【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・電子計算機（クライアント型）は国際エネルギースタープログラムのコンピュータ（Ver8.0以上）適合機種が、ディスプレイは国際エネルギースタープログラム（Ver8.0）適合機種が、消費電力に係る判断の基準を満たす。
- ・電子計算機（サーバ型、クライアント型）については、省エネラベル（緑色）のものが、消費電力に係る判断の基準を満たす。



F オフィス機器等（5品目）

No.	品目名	判断の基準等
F001	シュレッダー	・オフィス機器等に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
F002	デジタル印刷機	
F003	掛時計	

F004	電子卓上計算機	・シュレッター、デジタル印刷機及び掛時計は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・一次電池又は小型充電式電池は、J I Sマーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品が判断の基準を満たす。	 
F005	一次電池又は小型充電式電池【一括契約】		

G 移動電話等（3品目）

No.	品目名	判断の基準等
G001	携帯電話	・移動電話等に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
G002	PHS	
G003	スマートフォン	

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・モバイル・リサイクル・ネットワークの会員企業は、回収及びマテリアルリサイクルシステムに係る判断の基準を満たす。



H 家電製品（6品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
H001	電気冷蔵庫	・電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫以外の家電製品に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・テレビジョン受信機は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・電気便座は、エコマーク及び統一省エネラベル記載の年間消費電力量が以下のものが判断の基準を満たす。 温水洗浄便座（貯湯式） 175kWh/年 以下 温水洗浄便座（瞬間式） 97kWh/年 以下
H002	電気冷凍庫	
H003	電気冷凍冷蔵庫	
H004	テレビジョン受信機	
H005	電気便座	
H006	電子レンジ	



【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・テレビジョン受信機は、省エネラベルが緑色のもの及びオレンジ色のものの一部がエネルギー消費効率に係る判断の基準を満たす。



I エアコンディショナー等（4品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
I001	家庭用エアコンディショナー	・<u>業務用エアコンディショナーは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。</u>
I002	業務用エアコンディショナー	

I003	ガスヒートポンプ式冷暖房機	・家庭用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機及びストーブは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・ストーブは、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。
I004	ストーブ	



J 温水器等（4品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
J001	ヒートポンプ式電気給湯器	・ヒートポンプ式電気給湯器、ガス調理機器は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
J002	ガス温水機器	
J003	石油温水機器	
J004	ガス調理機器	・<u>ガス温水機器、石油温水機器は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。</u> ・ガス温水機器、石油温水機器及びガス調理機器は、省エネラベル（緑色）のものが判断の基準を満たす。



K 照明（3品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
K001	LED照明器具	・<u>LED照明器具は、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。</u> ・LED照明器具以外の照明に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・電球形LEDランプは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。
K002	LEDを光源とした内照式表示灯	
K003	電球形LEDランプ	



L 自動車等（8品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
L001	乗用車	・<u>乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等及びトラック等は、「埼玉県公用車グリーン導入指針」（環境部大気環境課）によるものが判断の基準を満たす。</u> ・トラクタ、2サイクルエンジン油は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 ・乗用車用タイヤは、<u>国基本方針の「基準値1」が判断基準を満たす。</u> ・乗用車用タイヤは、低燃費タイヤ統一マーク貼付品が判断の基準を満たす。
L002	小型バス	
L003	小型貨物車	
L004	バス等	
L005	トラック等	
L006	トラクタ	
L007	乗用車用タイヤ （小型トラック用タイヤも対象）	
L008	2サイクルエンジン油	



		・2サイクルエンジン油は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 
--	--	---

M 消火器（1品目）

No.	品目名	判断の基準等
M001	消火器	・国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たしている。 

N 制服・作業服等（4品目）

No.	品目名	判断の基準等
N001	制服	・制服・作業服等に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品及びエコ・ユニフォームマーク貼付品が判断の基準を満たす。  
N002	作業服	
N003	帽子	
N004	靴	

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・制服・作業服等に共通で、PETボトルリサイクル推奨マーク品は、判断の基準のうち、再生PET25%以上の基準を満たす。



O インテリア・寝装寝具（11品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
0001	カーテン	・タイルカーペットは、国基本方針の「基準値1」が判断の基準を満たす。 ・タイルカーペット以外の「O インテリア・寝装寝具」に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たしている。 ・ベッドフレームは、エコマーク認定品及びフレーム環境マーク製品も判断の基準を満たしている。 ・マットレスは、エコマーク認定品に加え、衛生マットレスマーク製品も判断の基準を満たしている。   
0002	布製ブラインド	
0003	金属製ブラインド	
0004	タフテッドカーペット	
0005	タイルカーペット	
0006	織じゅうたん	
0007	ニードルパンチカーペット	
0008	毛布	
0009	ふとん	
0010	ベッドフレーム	
0011	マットレス	

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・カーテン、布製ブラインド及び毛布について、PETボトルリサイクル推奨マーク製品は、判断の基準のうち、再生PET25%以上の基準を満たす。



P 作業手袋（1品目）

No.	品目名	判断の基準等
P001	作業手袋	・国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 

Q その他の繊維製品（7品目）

No.	品目名	判断の基準等
Q001	集会用テント	その他の繊維製品に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 
Q002	ブルーシート	
Q003	防球ネット	
Q004	旗	
Q005	のぼり	
Q006	幕	
Q007	モップ	

R 設備（17品目）

※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
R001	太陽光発電システム	太陽光発電システムは、「太陽光発電設備の設置ガイドライン」（総務部管財課、環境部温暖化対策課）によるものが判断の基準を満たしている。
R002	太陽熱利用システム	
R003	燃料電池	
R004	エネルギー管理システム	- 太陽光熱利用システムは、国基本方針の「基準値1」が判断基準を満たす。 - 燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器及び日射調整フィルムは、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
R005	生ゴミ処理機	
R006	節水機具	
R007	給水栓	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水機具及び給水栓は、エコマークが判断の基準を満たしている。 
R008	日射調整フィルム	
R009	低放射フィルム	
R010	県ボイラー	日射調整フィルム及び低放射フィルムは、グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマークが判断の基準を満たしている。 
R011	県廃棄物焼却炉	
R012	県ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）	
R013	県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）	- 県ボイラーは、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」、「埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針」の基準を満たすこと。 - 県廃棄物焼却炉は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「廃棄物焼却炉」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指し、下水汚泥焼却炉も含む。） - 県ガスタービン（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。 - 県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）は「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」、「埼玉県生活環境保全条例に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「ディーゼル機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指す。）
R014	県ガス機関（予備施設及び非常用を除く）	
R015	県ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）	
R016	テレワーク用ライセンス	- 県ディーゼル機関（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。 - 県ガス機関（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。 - 県ガソリン機関（予備施設及び非常用を除く）は、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の基準を満たすこと。（本項の判断の基準の対象とする「ガソリン機関」は、ばい煙発生施設とばい煙処理施設を合わせた一連の設備を指す。）
R017	Web 会議システム	

S 災害備蓄用品（１６品目）

※災害備蓄用品として調達するものが対象

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
S001	災害備蓄用飲料水	・災害備蓄用飲料水は、国基本方針の「基準値１」が判断の基準を満たす。
S002	アルファ化米	
S003	保存パン	・災害備蓄用飲料水以外の災害備蓄用品は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
S004	乾パン	
S005	レトルト食品等	
S006	栄養調整食品	
S007	フリーズドライ食品	・毛布、作業用手袋、テント及びブルーシートは、エコマーク認定品が判断の基準を満たしている。
S008	備蓄用作業服	
S009	毛布（再掲（O インテリア・寝装寝具））	
S010	作業手袋（再掲（P 作業手袋））	・一次電池は、J I Sマーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品であって、使用推奨期間が５年以上のものは判断の基準を満たしている。
S011	テント（再掲（Q その他の繊維製品））	
S012	ブルーシート（再掲（Q その他の繊維製品））	
S013	一次電池（再掲（F オフィス機器等））	
S014	非常用携帯燃料	
S015	携帯発電機	
S016	非常用携帯電源	



T 公共工事（８２品目）

表１【資材（材料及び機材を含む）】

※資材に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。

※「県」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

品目分類	No.	品目名	判断の基準等
盛土材等	T001	建設汚泥から再生した処理土	・ <u>県建設発生土を改良した改良土は、建設発生土を改良したものであって、利用用途に応じた適正な土質となっていることで判断の基準を満たす。</u>
	T002	県建設発生土を改良した改良土	
	T003	土工用水砕スラグ	
	T004	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	T005	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	T006	地盤改良用製鋼スラグ	・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。
コンクリート用スラグ骨材	T007	高炉スラグ骨材	・高炉スラグ骨材及び電気炉酸化スラグ骨材は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 ・ <u>県一般廃棄物溶融スラグ骨材は、①天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる一般廃棄物溶融スラグ骨材が使用された骨材であること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1 の基準を満たすことで判断の基準を満たす。</u>
	T008	フェロニッケルスラグ骨材	
	T009	銅スラグ骨材	
	T010	電気炉酸化スラグ骨材	
	T011	県一般廃棄物溶融スラグ骨材	
アスファルト混合物	T012	再生加熱アスファルト混合物	・再生加熱アスファルト混合物及び鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。
	T013	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	T014	中温化アスファルト混合物	

	T015	県一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	・ <u>県一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物は、①加熱アスファルト混合物の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグはJ I S A 5 0 3 2の基準を満たすことで判断の基準を満たす。</u>
路盤材	T016	鉄鋼スラグ混入路盤材	- 鉄鋼スラグ混入路盤材及び再生骨材等は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 - 県一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材は、①路盤材の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 2の基準を満たすことで、判断の基準を満たす。
	T017	再生骨材等 ※彩の国リサイクル製品認定あり (23-2, 23-3, 23-4, 23-5, 24-1, 24-3)	
	T018	県一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	
小径丸太材	T019	間伐材	・エコマーク認定品が判断の基準を満たす。
混合セメント	T020	高炉セメント	・高炉セメント及びフライアッシュセメントともに、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。
	T021	フライアッシュセメント	
セメント	T022	エコセメント	- エコセメントは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 - 県再生材料を用いたセメントは、彩の国リサイクル製品認定で判断の基準を満たす。
	T023	県再生材料を用いたセメント ※彩の国リサイクル製品認定あり (16-1, 16-2)	
コンクリート及びコンクリート製品	T024	透水性コンクリート	- 透水性コンクリートは、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 - 県一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリートは、①一般廃棄物溶融スラグ骨材が含まれていること、及び②使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1の基準を満たすものであることで判断の基準を満たす。 - 県コンクリート塊再生骨材混入コンクリートは、①コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること、及び②使用するコンクリート塊再生骨材はJ I S A 5 0 2 3の基準を満たすものであることで判断の基準を満たす。
	T025	県一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート ※彩の国リサイクル製品認定あり (20-1, 21-1)	
	T026	県コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	
鉄鋼スラグ水和固化体	T027	鉄鋼スラグブロック	
吹付けコンクリート	T028	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	T029	下塗用塗料（重防食）	県建築物用環境配慮型塗料は以下のとおり。 【判断の基準】 建築物内装用塗料にあつては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F☆☆☆☆を基本とし、該当する塗料がない場合は、F☆☆☆又は同等品）であること。 【配慮事項】 建築物外装用（金属部を除く。）塗料にあつては、従来型塗料よりも揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料であること。
	T030	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	T031	高日射反射率塗料	
	T032	県建築物用環境配慮型塗料	
防水	T033	高日射反射率防水	
舗装材	T034	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト

	T035	再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品) ※彩の国リサイクル製品認定あり (14-1, 24-2)	無筋コンクリート製品) とも、エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
園芸資材	T036	バークたい肥	・バークたい肥は、エコマーク認定品が半断の基準を満たす。 ・<u>食品残さを用いたたい肥及び園芸資材(ベンチ、擬木、プランタ等)は、彩の国リサイクル製品の認定を受けていることで半断の基準を満たす。</u>
	T037	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
	T038	食品残さを用いたたい肥 ※彩の国リサイクル製品認定あり (15-1, 15-2, 15-3, 15-4, 18-1, 23-8)	
	T039	園芸資材(ベンチ、擬木、プランタ等) ※彩の国リサイクル製品認定あり (16-3, 16-特1)	
道路照明	T040	LED道路照明	
中央分離帯ブロック	T041	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	・エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
タイル	T042	セラミックタイル	・エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
建具	T043	断熱サッシ・ドア	
製材等	T044	製材	・製材等に共通で、エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
	T045	集成材	
	T046	合板	
	T047	単板積層材	
	T048	直交集成板	
フローリング	T049	フローリング	
再生木質ボード	T050	パーティクルボード ※彩の国リサイクル製品認定あり (17-1)	
	T051	繊維板	
	T052	木質系セメント板	
木材・プラスチック再生複合材製品	T053	木材・プラスチック再生複合材製品	
ビニル系床材	T054	ビニル系床材	・エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
断熱材	T055	断熱材	・エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
照明機器	T056	照明制御システム	
変圧器	T057	変圧器	
空調用機器	T058	吸収冷温水機	・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管は、エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
	T059	氷蓄熱式空調機器	
	T060	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	T061	送風機	
	T062	ポンプ	
	T063	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
衛生器具	T064	自動水栓	・衛生器具共通で、エコマーク認定品が半断の基準を満たす。
	T065	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	

	T066	大便器	
コンクリート用型枠	T067	再生材料を使用した型枠	・合板型枠は、①針葉樹林を使用している合板（芯材等に針葉樹林を使用している合板）であること、②強度等はJAS規格によるほか、基本方針に準ずることで、判断の基準を満たす。
	T068	合板型枠	
—	T069	県下水汚泥焼却灰を使用した再生レンガ	・①下水汚泥焼却灰を含有したリサイクル商品であること、及び②JIS規格を満たすことで判断の基準を満たす。

表2【建設機械】

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等		
T070	排出ガス対策型建設機械	- 建設機械に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 - 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械は、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 <u>低振動型建設機械は、建設機械の振動の測定値が下表に掲げる値以下のものであることで判断の基準を満たす。</u>		
T071	低騒音型建設機械			
T072	低振動型建設機械			
		機種	諸元	基準値
		パイプロハンマー	最大起振力245kN以上	70dB
			最大起振力245kN未満	65dB
		バックホウ	標準バケット山積（平積）容量0.5（0.4）m ³ 以上	55dB

表3【工法】

品目分類	No.	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	T073	低品質土有効利用工法	・工法に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
建設汚泥再生処理工法	T074	建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法	T075	コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層）	T076	路上表層再生工法	
舗装（路盤）	T077	路上再生路盤工法	
法面緑化工法	T078	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
山留め工法	T079	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	

表4【目的物】

品目分類	No.	品目名	判断の基準等
舗装	T080	排水性舗装	・目的物に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。
	T081	透水性舗装	
屋上緑化	T082	屋上緑化	

U 役務（21品目）

※「愚」は県が独自に定めた品目名。下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
U001	省エネルギー診断	- 印刷及びイベント運営以外の役務に共通で、国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。 - 印刷については<u>枠外参照</u>。なお、印刷の対象は、紙類の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務であり、文具類（封筒、罫紙等）等、他の品目として調達する場合は対象外。 - 自動車専用タイヤ更生は、J I Sマーク製品が判断の基準を満たす。 - 清掃及び機密文書処理は、エコマーク認定品が判断の基準を満たす。 - 輸送、旅客輸送（自動車）及び引越輸送は、グリーン経営認証が判断の基準を満たす。 - イベント運営については、基本方針の会議運営に係る「<u>判断の基準</u>」、「<u>配慮事項</u>」及び「<u>備考</u>」について、＜会議＞を＜イベント＞に読み替えて準用する。
U002	印刷	
U003	食堂	
U004	自動車専用タイヤ更生	
U005	自動車整備	
U006	庁舎管理	
U007	植栽管理	
U008	加煙試験	
U009	清掃	
U010	タイルカーペット洗浄	
U011	機密文書処理	
U012	害虫防除	
U013	輸送	
U014	旅客輸送（自動車）	
U015	庁舎等において営業を行う小売業務	
U016	クリーニング	
U017	飲料自動販売機設置	
U018	引越輸送	
U019	会議運営	
U020	愚イベント運営	
U021	印刷機能等提供業務	



※「U002 印刷」の判断の基準等について

1 判断の基準等

【判断の基準】	判断の基準に関する環境ラベル
① 情報用紙及び印刷用紙（「A 紙類」参照）に係る判断の基準を満たす用紙を使用していること。ただし、冊子形状のものは表紙を除く。	エコマーク認定品は、印刷の用紙を基準を満たす。
② オフセット印刷 ア. バイオマス含有インキ（植物油インキ）であって、かつ芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。 イ. インキの化学安全性が確認されていること。	植物油インキマークは左記②アの基準を、NLマークは左記②イの基準を満たす。
③ デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。	

2 配慮事項

- 判断の基準を満たす旨の表示（「再生紙使用マーク」、「植物油インキマーク」等）を印刷物へ行うこと。
- リサイクルの観点から次の紙、インキ類、加工資材を使用することが望ましい。



紙	普通紙	アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙
	加工紙	抄色紙（A）／ファンシーペーパー（A）／樹脂含浸紙（水溶性のもの）
インキ類	通常インキ	凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ

	特殊インキ	リサイクル対応型UVインキ／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）
加工資材	特殊加工	OPニス
	製本加工	製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり
	表面加工	光沢コート（ニス引き、プレスコート）
	その他加工	リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）
注1 抄色紙、ファンシーペーパーは、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。		
注2 難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シールは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。		

・印刷の各工程において、次に示された環境配慮のための措置が講じられていることが望ましい。

製版工程	・デジタル化の推進
刷版工程	・アルミ基材の印刷版の再使用又はリサイクル
印刷工程	・損紙等の古紙へのリサイクル ・VOC発生抑制対策（水なし印刷システムの導入、湿し水循環システムの導入、VOC対策型湿し水の導入、自動布洗浄導入、自動液洗浄の場合は循環システムの導入、VOC対策型洗浄材の導入、容器の密閉、VOC処理装置の設置） ・インク等の容器及び感光ドラム等の資材や部品等の再使用又はリサイクル
表面加工	・損紙等の古紙へのリサイクル ・VOC発生抑制対策
製本加工	・損紙等の古紙へのリサイクル ・騒音・振動対策
製本納品	・製品包装・梱包の簡易化、リサイクル及び廃棄負荷の低減

V プラスチック製ごみ袋（1品目）

No.	品目名	判断の基準等
V001	プラスチック製ごみ袋	・国基本方針の判断の基準を満たすものが、判断の基準を満たす。なお、エコマーク認定品は判断の基準を満たす。 

【一部の判断の基準を満たす環境ラベル】

- ・バイオプラスチックマーク25%以上配合品及びバイオマスマーク25%以上配合品は、原料配合率の基準を満たす。



W その他（1品目）

※下線部は県独自の判断の基準。

No.	品目名	判断の基準等
W001	爆容器入り飲料 ※「S001 災害備蓄用飲料水」を除く	・次の要件を満たすことで判断の基準を満たす。 ①ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ②容器包装の返却・回収が行われること。

※上記は容器に入った飲み物を提供する際に適用（会議出席者や講演会講師に飲み物を提供する場合などを想定）

【参考】

- ・会議・イベント運営（役務）において、飲料を提供する場合の判断の基準の要件は次のとおり。
 - ①ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。
 - ②繰り返し利用可能な容器等を利用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。

5 その他参考となる環境ラベル等

【A 紙類（コピー用紙及び情報用紙）】

- ・古紙以外のバージンパルプ原料については、下記の森林認証マーク等が参考となる。



F S C森林認証制度



P E F C森林認証プログラム



間伐材マーク

【U 役務（印刷）】

- ・バタフライ CO₂ ロゴは、（一社）日本WPAの会員資格を取得した印刷会社が水なしオフセット印刷で製造した印刷物に表示できる。
- ・G Pマークは、（一社）日本印刷産業連合会が制定した「グリーンプリンティング認定制度」（環境に配慮した印刷の総合認定制度）の基準を満たした印刷物に表示される。基準には、製造工程及び印刷資材（用紙、インキ、製本のり、表面加工材料）があり、スターの数が増えるほど印刷物の環境配慮の度合いが高いことを示している。



【定量的環境情報】

- ・製品のライフサイクル全体にわたる定量的環境情報については下記のエコリーフマーク及びC F P（カーボンフットプリント）マークが参考となる。



エコリーフ



C F P